

令和6年度（公社）全日本トラック協会に係る若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業助成金の申請方法等について

令和6年3月26日

（公社）広島県トラック協会

1. 目 的

（公社）全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）において「準中型免許取得助成事業」が創設されたのを受け、助成金の申請方法等について定める。

2. 予算額（全ト協予算総額）

98,700千円

3. 助成対象となる事業者

（公社）広島県トラック協会（以下「広ト協」という。）の会員事業者のうち、準中型免許を取得した従業員が次の要件を満たしているもの

- ① 採用年月日が令和5年4月1日以降であること
 - ② 生年月日が平成元年6月2日以降であること
 - ③ 令和5年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること
 - ④ 助成金申請時に当該事業所に在籍し、運転者として従事していること
- ※前年度会費未納会員事業者については、助成対象外とする。

4. 助成額

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 特例教習受講費用 | 100,000円を上限 |
| (2) 準中型免許の取得費用 | 40,000円を上限 |
| (3) 5トン限定準中型免許の限定解除費用 | 25,000円を上限 |

※1事業者あたり、30万円を上限とする。

※広ト協と全ト協の助成額の合計が免許取得費用を上回る場合は、全ト協の交付額を減額とする。

5. 実施期間

令和6年4月1日から令和7年2月末日

なお、助成は先着順とし、全ト協予算総額に達した場合はその時点までとする。

6. 申請方法

助成を受けようとする会員事業者は、別紙様式「令和6年度全ト協若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業交付申請書」に必要事項を記入の上、関係書類を

添付して次により協会支部に提出する。

7. 助成金の交付

申請が適正で助成対象と認めるときは助成金を交付する。

広ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

8. 助成金の返還

広ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

なお、前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

9. その他

手続き等の詳細は全ト協「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業交付要綱」等に定めるところによる。